

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年七月二十八日奈良県指令高土第二八―七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十二月二十六日高土第八八八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十二月二十六日高土第三六五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市葛木一四九番一、一四九番六、一四九番七、一四九番八、一四九番九、一四

九番一〇、一四九番一一、一四九番一二、一四九番一三及び一四九番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市葛木一四九番一一、一四九番一二及び一四九番一三

下水道 葛城市葛木一四九番一一の一部